

令和4年度第2回
西宮市立こども未来センター運営審議会
資料集

令和4年11月1日（火） 10:00～

於：西宮市立こども未来センター 会議室

目次

【議事1】

西宮市附属機関条例	1
西宮市立こども未来センター運営審議会運営要綱	2

【議事3】

令和3年度こども未来センター実績について	4
----------------------	---

【議事4】

令和4年度主要な事業について

1 児童発達支援センター「わかば園」	5
2 こども未来センター診療所	7
3 相談支援	9
4 学校・幼稚園・保育所等関係機関、地域との連携・支援等	11
5 あすなろ学級みらい（教育支援センター）	12

【議事5】

こども未来センターの課題について

～「第1回こども未来センター運営審議会」での意見・提案より	13
-------------------------------	----

西宮市附属機関条例 抜粋

(平成25年7月10日)

(西宮市条例第3号)

(設置)

第1条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(委員)

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(附属機関の運営)

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

～(略)～

(補則)

第50条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、その属する執行機関等又は当該附属機関が定める。

西宮市立こども未来センター運営審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号。以下、「条例」という。）第50条の規定に基づき「西宮市立こども未来センター運営審議会（以下、「審議会」という。）」の運営に関して必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により非公開とすることができる。

(1) 西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）第6条各号に該当すると認められる事項の調査及び審議をするとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき

2 会議の傍聴を希望する者は、別記様式により「西宮市立こども未来センター運営審議会傍聴申請書」を提出し、その許可を受けなければならない。

3 会長は、傍聴希望者が、第5項の規定による退場を命じられたことがある等会議の円滑な進行を妨げるおそれのあるものと判断するときは、前項の許可をしない。

4 会長は、傍聴希望者が多数ある場合は、傍聴者の人数を制限することができる。この場合、第4条に規定する課（以下、「事務局」という。）において、あらかじめ、会場の状況等により傍聴可能な人数を決め、希望者が該当人数を超えた場合は、抽選により傍聴者の人数を調整するものとする。

5 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者の退場を命ずることができる。

(1) 会場の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき

(2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき

(3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき

(会議録の調製)

第3条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 会議の内容

(4) その他会議において必要と認めた事項

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、こども支援局こども未来部発達支援課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

西宮市立こども未来センター運営審議会傍聴申請書

年 月 日

西宮市立こども未来センター運営審議会会長 様

申請者住所： _____

申請者氏名： _____

連絡先電話： _____

下記の注意事項を確認のうえ、西宮市立こども未来センター運営審議会の傍聴を申請します。

※注意事項

- 1 傍聴希望者多数の場合、傍聴者を制限することがあります。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、退場を命じます。
 - (1) 会場の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき
 - (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき
 - (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき
 - (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき
- 3 上記2により退場を命じられた場合、次回以降の西宮市立こども未来センター運営審議会の傍聴は許可されません。

【議事3】令和3年度 こども未来センター 実績について
(対前年実績比較と分析)

関係機関等からの紹介

※初診者の紹介元

【令和3年度】

保健福祉センター（乳幼児健診等）	63件（△18）
医療機関	131件（+42）
小中学校	53件（△13）
保育所・幼稚園	42件（△13）
紹介以外	74件（△48）
その他	23件（△9）

令和3年度から診察申込は紹介制となったが、3年度の初診者は紹介制になる以前の申込者と混合のため、紹介以外の件数が残っている。

ペアレント・プログラム

【令和3年度】

参加実人数	17人（+17）
参加延べ人数	96人（+96）

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施だったが令和3年度は実施した。

かおテレビ

【令和3年度】

実施回数	47回（+8）
延べ人数	185人（+34）

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数が減少したが令和3年度は例年どおり実施した。

相談支援

【令和3年度】延 5,711件（+298）

電話相談	3,336件（△232）
来所相談	2,332件（+519）
訪問	37件（+11）
メール・その他	6件（±0）

緊急事態宣言中も感染対策を講じながら来所相談を継続した結果、前年度に比べて電話相談が減少し来所相談が増加した。

ほっこり広場

【令和3年度】

延べ参加人数	56人（△6）
--------	---------

初診待機中に地域事業所で療育をスタートする人が増えたこと、及び地域医療機関との連携等により初診申込者が減少したことによって、ほっこり広場の参加者が減少した。

障害児支援利用計画
(本人中心支援計画)

【令和3年度】

新規作成	27件（+7）
モニタリング	535件（+1）

例年どおり実施し、大きな増減はない。

スクーリングサポート

あすなろ学級みらい

通級者数

【令和3年度】	36人（△4）
---------	---------

中学生は入級希望者が多く、10月に募集を締め切った。

診療

【令和3年度】

初診	386件（△59）
再診	6,394件（△177）
	2,566人（+31）

開所から年数が経過し、年々再診者が増加し初診率が減少している。また、週3日勤務の会計年度任用医師が、週1日勤務の応援医師に変わったこと等により、診察件数が減少した。

リハビリテーション・心理部門

【令和3年度】

理学療法	4,545件（+726）
	315人（△22）
作業療法	4,665件（+438）
	902人（△35）
言語療法	4,548件（+159）
	1,036人（+1）
発達検査	795件（+44）
	793人（+42）
心理療法	112件（+43）
	12人（△3）

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により緊急事態宣言期間に約2か月リハビリを休止したが、令和3年度はリハビリ休止期間はなく前年度より件数が増加した。

わかば園(通園療育)

【令和3年度】

通園（児童発達支援）	
在籍者数	34人（△1）
延べ保育日数	2,220日（+54）

親子療育教室	
延べ在籍人数計	459人（△283）
保育日数計	94日（△34）
延べ保育日数計	499日（△54）

わかば園通園は新型コロナウイルス感染症流行前の通園日数に一部戻したことで保育日数が増加した。親子療育教室は、初診待機中に児童発達支援事業所等の療育への繋がり、初診体制の変更等も影響し在籍人数が減少した。

保育所等訪問支援	
訪問件数	32件（+5）
卒園児アウトリーチ	
派遣回数	1回（△4）

保育所等訪問支援事業は利用者の必要回数に応じ実施している。卒園児アウトリーチの利用者は保育所等訪問支援事業の利用により減少した。

連携支援等

学校園支援アウトリーチ

【令和3年度】

総派遣回数	267回（+27）
・保育所	25回（+11）
・幼稚園	92回（+6）
・小学校	74回（△3）
・中学校	26回（+3）
・高校	37回（+13）
・あゆみ面接	13回（△1）
・育成センター	0回（△1）
・研修講師	0回（△1）

保育所、私立幼稚園への周知が少しずつ進んでいるので、利用が増えている。

専門家チーム派遣

【令和3年度】

総派遣回数	161回（△9）
・幼稚園	9回（△1）
・小学校	108回（△31）
・中学校	20回（+2）
・高校	0回（±0）
・研修等	24回（+21）

件数に大きな変化はないが、依然として、ニーズは高い。

セラピスト訪問

【令和3年度】

総派遣回数	62回（+12）
・保育所	8回（△2）
・幼稚園	15回（+9）
・小学校	33回（+2）
・中学校	4回（+4）
・高校	2回（+2）

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、派遣回数が減少していたが、令和3年度は本来の件数に戻ってきた。

各種研修

一般向け研修

【令和3年度】

発達障害の学習会	4回（+2）
ライフスキル講習会	0回（±0）
市民講演会	1回（+1）

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、多くの研修が開催を中止したが、令和3年度はオンライン等で実施が可能な研修は実施した。

教員等向け研修

【令和3年度】

発達障害セミナー	0回（±0）
身体障害セミナー	0回（±0）
特別支援教育Co.	8回（+8）
子供支援講演会	1回（+1）
早期発見・早期支援講演会	1回（+1）

身体障害セミナー・発達障害セミナーを開催予定であったが、直前の新型コロナウイルス感染症急拡大により、中止した。

議事4 令和4年度 主要な事業について

1 児童発達支援センター「わかば園」（通園療育・発達支援）

【事業の概要】

(1) 通園療育

2歳児（4月1日で満1歳の子供）から就学前の肢体不自由児、2・3歳児の知的・発達障害児に対して、年齢や個々の状態に合わせた集団保育、食事指導、各種相談（育児相談、栄養相談、進路相談など）その他、季節ごとの行事、近隣の保育所児との交流保育などを行う。

日々の保育場面にこども未来センター診療所のセラピストが定期的に参加し、快適な環境設定やご家族の情報などを、随時、各部門が情報共有することで、支援の充実に向けた連携を図っている。

また、子供の育ちに不安を抱える保護者の方に具体的な療育・育児の方法を身につけてもらえるよう、親子一緒に参加していただくこととしている。

★令和4年度のクラス編成

令和4年4月現在

通園対象			組	通園日				
種別	年齢	在籍人数		月	火	水	木	金
肢体不自由	2	1	ゆき	9月より		○		
	3	6	はな	○		○		
	4	5	つき		○		○	○
	5	5	ほし		○		○	○
知的・発達	2	8	うさぎ	○	○		○	
	3	8	そう	○	○	○		○

(2) 発達支援

・親子療育教室

通園療育を行っていない0～3歳児を対象とした親子療育教室を実施している。親子で遊びながら、子供の発達を促し、保護者に対し子供の関わり方を具体的に学びながら子育てを支援することを目的としている。

・ほっこり広場（診察前親子教室）

こども未来センターの相談を受けた後の利用者を対象に、診察待期間中に小集団での遊びの提供をしながら、支援の必要な保護者の不安を和らげられるよう実施している。

・保育所等訪問支援事業

保育所、幼稚園等に在籍しているわかば園卒園児、及び並行通園児を対象に、本人に対する支援、訪問先施設のスタッフに対する支援を行う。

・卒園児への支援

わかば園を卒園した園児の地域の所属先（幼稚園・保育所等）を訪問し、地域での集団生活の状況や困り感を確認し、必要な支援方法の提案などを行う。その上で、保護者の意向も確

認しながら保育所等訪問支援事業等の活用を検討する。

【分析】

親子療育教室延べ在籍人数の変化

	R1年度	R2年度	R3年度
わくわく（人）	220	152（▲68）	106（▲46）
ありんこ（人）	225	162（▲63）	145（▲17）
つぼみ（人）	37	17（▲20）	0（▲17）
合計	482	331	251

親子療育教室在籍人数減について

こども未来センター診療所の初診体制の変更に伴い、診療所から指示を受けて実施をしている親子療育教室（0歳児～2歳児対象）の在籍人数は減少をしている。

【令和4年度の主な事業】

（1）通園療育

- 個々の発達の状態をアセスメントして個別支援計画を作成し、年齢や個々の状態に合わせて集団参加が楽しめる療育を目指すとともに、保護者への支援を行う。
- 保護者支援という観点から、今後の進路に向けた勉強会を開催するなど地域の保育所、幼稚園、学校の情報提供や懇談会を行うと共に、知的・発達クラス3歳児保護者へのペアレントプログラムを実施する。
- 2年間中止していた北山学園との相互交流事業を実施する予定。知的・発達クラス2歳児園児が北山学園を訪問したり、職員が相互に療育交換研修を行ったりし、実際に各園の療育に参加する。

（2）発達支援

• 親子療育教室

通園療育を行っていない0～3歳児を対象とした親子療育教室のほか、こども未来センターの相談を受けられた後、初診までの待機期間に、発達の遅れを疑う子供と支援が必要な保護者を対象に行う親子教室「ほっこり広場」を継続して実施すると共に内容を検討していく。

• ほっこり広場

利用者のニーズに合わせて対象年齢の枠を広げ、実施していく。

• 保育所等訪問支援事業

月に1～2回の実施ができるように、職員の育成を図りながら、体制を見直して訪問先施設のスタッフに対する支援を充実させていく。

• 卒園児への支援

わかば園を卒園した園児の地域の所属先（幼稚園・保育所等）を訪問し、地域での集団生活の状況や困り感を確認し、必要な支援方法の提案などを行う。その上で、保護者の意向も確認しながら保育所等訪問支援事業等の活用を検討する。

【課 題】

年々、地域の幼稚園等との並行通園が増えてきている。今年度4月の時点では、並行通園児は全体の4割近くにのぼり、前年度からの継続児が幼稚園に入園し、新たに並行通園を選択するケースが増えたためによる。また、保護者の就労や、レスパイト等のために児童発達支援事業所を利用するケースも見られる。園児の就園や家庭状況が多岐にわたり、今後も並行通園の利用は増えていくものと考えられる。地域社会への参加・インクルージョンを進めるため、地域への移行を視野に入れ、福祉的な専門性をより高めて本人の普段の生活に直結した療育を行うと共に、園児を受け入れる側の幼稚園等のスタッフへの専門的支援のための保育所等訪問支援といったフォロー体制を充実させてきた。並行通園先の幼稚園等との連携は年々体制も整い、ここ数年の取り組みが成果を上げているケースも増えている。今後も並行通園先との連携を図ることで、地域が障害を持っている子供たちを安心して受け入れられるように支援を進めていくことが課題となる。

親子療育教室の利用者が減少し、開催に必要な参加者の確保に時間を要していることで、開始までに待機期間が長くなるケースが出てきたので、利用者に合わせて開催方法や療育内容の再検討が今後必要になってきている。

2 こども未来センター診療所（診察・小児リハビリテーション等）

【事業の概要】

こども未来センター診療所は、保険医療機関として、診察や小児リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）、発達検査などを行う。

センター内の関係部門や学校・幼稚園・保育所等と連携した各種の支援などにも力を入れ、本人の日常生活の充実や向上につなげていくことを主眼としている。

【課 題】

診療所では、初診待機期間の短縮という課題があり、こども未来センター開所後、医師やセラピスト等を増員し、診療体制の充実を図ってきた。しかし、診察室や各療法室の数には限りがあり、これ以上の増員は困難である。

そこで、西宮市医師会に協力を依頼し、令和3年度より地域の医療機関との連携を開始するとともに診療所への紹介制を導入した。地域医療機関の初診待機期間も延びており、こども未来センター診療所の待機期間短縮には至っていないが、紹介制による他機関からの情報と相談員の見立てにより緊急性のあるケースは早期診察につなげている。

初診待機期間の支援としては、相談部門やわかば園との連携により、相談員による電話や来所での継続相談や、わかば園での「ほっこり広場」、保護者支援の「ペアレント・プログラム」などがあるが、更なる充実に努めていく。

【分 析】

(1) 初診待機期間の状況

診療体制の充実に取り組んできたが、初診待機期間が延びている。再診件数の増加により、初診の診察枠確保が困難になっていることが主な要因である。

令和2年度には新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発出の期間、相談および新規診察申込を中止していたことと、相談の時点で発達障害の専門診療を行う地域医療機関（通称 A チーム）の案内を行ったこと等により、初診待機期間が改善された。

令和3年度からは、発達障害診療ネットワークを構築し、発達障害専門診療を行う A チームに加えて、発達障害の相談・助言を行える B チームとの連携を開始した。しかし、A チーム医療機関の初診待機期間が長くなりつつあり、療育や学校園所との連携を希望される方は、こども未来センターの診察申込をされるケースが多い。そうしたこともあり、再度こども未来センターの初診待機期間が延びている。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
初診希望者数(人)	542	669	760	797	553	306	481
初診者数(人)	359	650	789	607	537	445	386
再診者数(人)	1,367	1,465	1,896	2,324	2,500	2,535	2,566
初診待ち(か月)	8.0	6.0	4.7	6.6	12.8	7.1	7.8

(2) リハビリ件数の増減

令和2年度は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発出の期間、リハビリを休止し、再開後も密を避けて利用者数を減らしていたため、例年よりリハビリ件数がかなり減少した。

令和3年度も消毒作業等で予約可能枠が減ではあるが、リハビリを休止せず継続していたため、令和2年度に比べて件数は回復した。

新型コロナウイルス感染症流行前と比較すると、各療法とも 1,000 件程度減少している。新型コロナウイルス感染症対策のため、スペースに余裕を持たせて施術を行っていることや機器等の消毒により 1 日あたりにこなせる件数が減少している。それ以外にも、セラピスト訪問、外部機関主催の支援計画作成会議への出席、保健福祉センターのすくすく相談会（乳幼児健診後のフォロー事業）への出務、他部門とのミーティング等、リハビリ以外の業務増加の影響も考えられる。

(件)

	R1年度	R2年度	R3年度	増減
理学療法	5,500	3,819	4,545	+726
作業療法	5,705	4,227	4,665	+438
言語聴覚療法	5,674	4,389	4,548	+159

【令和4年度の主な事業】

(1) 診察

18歳までの身体・知的・発達障害およびその疑いのある子供の診察を行う。診療科は、小児科、児童精神科、整形外科である。地域医療機関との連携を行いながら、早期診察の実現に努めていく。

(2) 小児リハビリテーション

生活動作の改善や社会的適応能力の向上、生活の質の向上などを目的し、医師の処方に基づき、各種の小児リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）を実施する。

(3) 発達検査

子供の発達状況や特性を把握するために、医師の処方に基づき、心理療法士が発達検査を行う。

(4) セラピスト訪問

診療を受けている子供が通う学校園所等関係機関へセラピストが訪問し、集団での様子を確認した上で担当者に技術指導及び助言を行う。学校園からの依頼に基づいて随時行っている。

(5) PT・OT・ST見学

学校園所等の担当者に対象児童のリハビリの様子を見学してもらい、セラピストから担当者に対象児童の特性や関わり方等について指導助言を行う。学校園からの依頼に基づいて随時行っている。

(6) ドクター支援会議

主に学齢期の児童生徒に対して、医療と教育が連携し、発達に沿った支援を検討する。学校関係者とこども未来センターの医師、セラピストなどが参加する。

(7) 発達障害の学習会

家庭での具体的な困りごとに対してグループディスカッションを行い、発達障害への理解と関わり方を学習する。初診後の子供の保護者を対象とし、未就学児と就学児に分けてそれぞれ年2回開催する。

(8) 身体障害セミナー・発達障害セミナー

発達の特性や課題について理解を深め、日々の保育・教育場面に活かせる具体的な対応方法・支援方法を学ぶ。学校園所等関係機関の職員を対象とし、身体障害セミナー、発達障害セミナーをそれぞれ年1回開催する。

3 相談支援

【事業の概要】

- ・18歳までの子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、不登校・情緒不安定・性格等や教育に関する事など、悩みや困ったことについて、心理療法士や、ケースワーカーが電話や面談等による相談を行う。
- ・保護者支援として、保護者同士の交流の場の提供、子供の行動の理解の仕方を学び、子育ての自信をつけるペアレント・プログラム、子供の社会性発達の理解を深めてもらうための視線計測装置「かおテレビ」を実施している。
- ・障害児支援利用計画の作成やモニタリングを実施している。

【課 題】

- ・相談内容別では、発達障害をはじめ障害や発達に関する事が最も多く、診察を希望される方

も多い。診察まで待機期間が生じており、その間の支援が課題である。不登校の相談も多く、診療やアウトリーチの支援や、あすなろ学級へのスムーズなつなぎ、センター以外の関係機関との連携等、ニーズに応じた支援が求められる。

- ・ 障害児支援利用計画の作成を希望する児童が多く、申し込み後から計画を作成するまでの待機期間が生じている。

【分析】

(1) 相談支援の実績

(件)

	R1年度	R2年度	R3年度	増減
電話相談	3,567	3,568	3,336	▲232
来所相談	2,041	1,813	2,332	+519
訪問	194	26	37	+11
メール・その他	18	6	6	±0

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で来所相談を一時的に控えざるを得なかったが、令和3年度は通年実施したため相談件数が回復した。

(2) 障害児支援利用計画の作成

市内で児童の計画作成を行っている事業所が限られているため、計画作成の申し込み後から計画作成が始まるまでの待機期間が生じている。計画作成が始まるまでは基本相談として相談員が対応している。

【令和4年度の主な事業】

(1) 相談支援

専門の相談員による電話および来所相談を実施して、利用者の不安軽減や課題解決に向けて取り組んでいる。

(2) ペアレント・プログラム

子育てに難しさを感じる保護者が子供の行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけることや子育ての仲間を見つけることを目的として行っている。

- ・ 実施日時・回数等

対象：3歳～未就学児の子供をもつ保護者 合計7回／1クール

対象：小学生の子供をもつ保護者 合計7回／1クール

(3) 視線計測装置「かおテレビ」

引き続き、1歳6か月児健康診査に併設する会場など市内各所で実施する。

(4) 障害児支援利用計画の作成

子供が最も適切なサービスを受けられるよう計画の作成、モニタリングを行う。

4 学校・幼稚園・保育所等関係機関、地域との連携・支援等

【事業の概要】

学校からの要請はもとより定期的に学校園を訪問（アウトリーチ）し、生育環境や発達障害などが原因で集団生活に不応を起している幼児児童生徒に関する事、その他障害の状況に応じた生活改善や克服に関する事など、心理療法士等がその対応や支援方法について提案し、学校園支援体制に参画する。保護者や関係者・教職員等に対する様々な講座や研修等のプログラムを実施し、地域・学校園の支援力向上を図る。

地域保健課との連携を進め、引き続きこども未来センターへのつなぎの強化、早期発見、早期支援の体制を整える。

保健福祉センター（地域保健課）が実施する乳幼児発達相談に医師・セラピストを派遣し、引き続きこども未来センターへのつなぎの強化、早期発見、早期支援の体制を整える。

【課題】

- ・早期発見・早期支援を進めるためには、就学前の支援の強化が必要であり、今後は子供の居場所に幅広く対応することが求められている。
- ・特別支援学級担任等だけでなく、対象者を広げることで、多くの教職員に特別支援教育や発達障害について学んでもらう機会を増やす必要がある。
- ・地域保健課からの診療部門へのつなぎへの支援が必要である。

【分析】

- ・学校からの依頼で子供の今後の指導に生かすための発達・医学相談の件数が小学校で多い。特に小学校の先生に子供の特性に応じた支援への関心が高まっていると考えられる。
- ・アウトリーチは保育所、私立幼稚園の件数が増加している。各園所への周知が進んでいると考えられる。

【令和4年度の主な事業】

（1）アウトリーチ（学校園等定期訪問）

公私立保育所、私立幼稚園や、留守家庭児童育成センター、児童発達支援、放課後等デイサービスへのアウトリーチの充実を図っていく。

（2）特別支援教育に関する研修会

研修の対象を特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任だけでなく、そのほか特別支援に関わる教職員にまで広げ、計画・実施する。講師は、外部専門家等。対象は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校教職員。

（3）保健福祉センター（地域保健課）事業への参画

- ・乳幼児発達相談
医師 8回
理学療法士 6回

心理療法士・言語聴覚士 18回

・精神発達相談

医師 8回

(4) 市民講演会や研修会の実施

発達障害に関する一般的な知識の普及に向けて、市民に対して、毎年、医師等の講演会や研修を行い、令和3年度からはオンラインや動画で実施している。

5 あすなろ学級みらい（教育支援センター）

【事業の概要】

通級児童生徒一人ひとりの集団への適応力を高めることで、当該児童生徒が社会的自立を果たすことを目的としている。そのため、保護者会を開催する等、保護者や学校と綿密に連携を図っている。あすなろ学級みらいの通級日は月曜日から木曜日で、人とのふれあいを通して生きる力をはぐくむことを目標に諸活動を実施している。

【課題】

「あすなろ学級みらい」には、多人数のクラス（30人～40人程度）になじめず、他の地域の「あすなろ学級」に通級できない児童生徒や、福祉・医療の支援が必要な児童生徒もいる。そのため、一人ひとりの状況に応じた支援が必要となっている。

【分析】

- ・「あすなろ学級みらい」は、令和3年度は2年度と比較して若干人数が減少したが、2つのあすなろ学級の人数を合わせると、これまでより多くの人数を受け入れている。
- ・こども未来センターの相談支援や診療との連携、及び通級している児童生徒のアセスメントによる支援を行っている。
- ・少人数制にしたことにより、多人数の教室にはなじめなかった児童生徒も教室に入れるようになっている。

【令和4年度の主な事業】

「あすなろ学級みらい」は、少人数制、半日制の教室をこども未来センターに常設する。5人程度のクラスを3クラス程度設置し、主に自学自習と、コミュニケーションの獲得を目指すプログラムを実施する。

【議事5】 こども未来センターの課題について

～「第1回こども未来センター運営審議会」での意見・提案より

1 こども未来センター診療所（診療事業課）

審議会における意見・提案等

- ・地域医療機関とのネットワークが確立した点は評価する。しかし、クリニック等で診断しても、「学校連携が必要である」「継続したサポートができない」「専門のサポートが必要」などにより、こども未来センターへの紹介とならないよう専門的な発達支援を行えるところを計画的に作らないといけない。
- ・その発達支援の仕組みの中には、専門的な療育を行う、専門性を有したコンサルテーションを行うための人員、人材育成の研修なども必要となる。
- ・医療モデルから社会モデルに行き、その後地域というモデルで行うとなれば、医療モデルから社会モデルへのプロセスにこども未来センターが入る。そのプロセスの中で、地域の医療機関に未来センターと同様の機能を持たせること解決できないか。

現状と今後の取り組み

- ・現状の地域資源を活かし、質の高い療育を受けられる児童発達支援事業所等の情報収集を行い、連携を進めていく予定です。
- ・児童発達支援の所管課である生活支援課との連携を行い、児童発達支援事業所の質を高めていくための研修等、こども未来センターが関わることを積極的に行っています。身体障害セミナー、発達障害セミナー、福祉機器展は、西児連を通じて以前から児童発達支援事業所等にも案内しています。福祉機器展は、昨年度までは主に身体障害を対象とした機器の展示でしたが、今年度は初めて発達障害を対象とした福祉機器展を開催し、利用者および関係機関職員からも好評でした。
今後もこのような研修等の機会を設けていきます。
- ・児童発達支援事業所は、市内に多数開所されていますが、事業所により職員の職種や療育プログラムも様々です。研修等で市内事業所全体の質の底上げを行いつつ、子どもの特性に応じた事業所を見つけられるよう、こども未来センターでは保護者や連携医療機関に対して情報提供に努めてまいります。

2 通園療育・発達支援（児童発達支援センター わかば園）

（発達支援課 通園療育チーム・発達支援チーム）

審議会における意見・提案等

- ・ 保育所等訪問支援事業があまり使われていないという意見があるが、同事業は児童や保護者が契約する、アウトリーチは事業所や施設に行く、という関係性で分かれていると思うが、わかりにくい。こども未来センターが訪問支援事業をする必要があるのか。
- ・ 保育所等訪問支援事業について、わかば園利用者に限定しているのを広げるのであればアウトリーチになっていくと思われる。限定するなら訪問支援事業である。

現状と今後の取り組み

- ・ 児童発達支援ガイドラインにおいて、「児童発達支援センターは、地域における中核的な支援機関として保育所等訪問支援等を実施することにより、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行うよう努めなければならない。」と示されていることから、引き続き事業を実施する必要があると考えています。
- ・ 保育所等訪問支援事業は、現在、わかば園の卒園児や並行通園児を対象に実施しています。年々、卒園児等の利用者が増え、訪問回数も増加していることから、卒園児等以外への対応は困難な状況です。
- ・ 今後、保育所等訪問支援事業については、ニーズの把握と対応体制を考慮しながら、わかば園卒園児等以外への対応について検討するほか、地域の保育所等への支援のあり方などについても検討していきたいと考えています。
- ・ なお、保育所等訪問支援事業については、今後とも、わかば園の通園療育でのスキルを活かせる、就学前児を対象として考えています。

3 相談支援（地域・学校支援課 相談支援チーム）

審議会における意見・提案等

- ・診療に行かなくても一般相談を窓口とするなど、早く有効的に動ける相談支援をどうするか。
- ・計画作成を契約しようにも配置している相談員が不足し手一杯で、保護者がセルフプランを作成しているが、専門性が足りていないという課題があり、一般相談を強化してどう拾うか。
- ・指定特定・障害児相談支援事業所を段階的にやめていき、一般相談（基本相談）を誰でも受けられるようにし、その中で一緒にセルフプランを作成するような形にして早い段階で行きわたるようにする。

現状と今後の取り組み

- ・一般相談（基本相談）の重要性は認識しており、こども未来センターの開設時に旧わかば園と旧総合教育センターの相談機能を再編し、医療・福祉・教育分野の相談に対応できるよう、現在もまずは一般相談（基本相談）が窓口になり、必要に応じて診療につなげています。今後も利用者のニーズを的確に把握できるよう相談員の専門性を高めながら、関係機関とのより良い連携の中で支援できるようネットワークの促進について取り組んでいきます。
- ・また、計画作成については、児童の計画作成を行う指定特定・障害児相談支援事業所が限られているため、当事業所でも申込み後に待機期間が生じています。相談支援専門員の増員は困難なため、計画作成が始まるまでは一般相談（基本相談）として相談対応しています。計画作成を待っている方の中には既に当センターの他の部門を利用している方もおられ、状況に合わせて、相談と診療、わかば園で連携して対応をしています。障害福祉サービス受給者証申請に係るセルフプラン作成の相談を受けるケースはあまりありませんが、通所支援事業等のサービス利用に関する相談は多くあり、日頃より一般相談（基本相談）として対応しているところです。
- ・児童発達支援ガイドラインにより障害児相談支援は児童発達支援センターの努力義務とされており、当センターが指定特定・障害児相談支援事業所（計画作成）をやめることについては考えておりません。計画相談に対する利用者のニーズは非常に高く、市全体の計画相談について関係している部署とも連携していきたいと考えています。

4 アウトリーチ（学校園等支援）（診療事業課、地域・学校支援課）

審議会における意見・提案等

- ・アウトリーチのあり方などを整理しないと改善にならない。
- ・こども未来センターが言うアウトリーチは基本的に派遣事業であり、近年言われているアウトリーチは現場がどのような状況にあるかなどの把握が必要であり、要請で行くのではなく定期的な巡回が必要である。現場でどのようなニーズがあるか積極的に把握することが必要。
- ・アウトリーチにいろんなものが含まれてしまっているが、それを分けて、地域の拠点を育成（地域の保育園と幼稚園、児童発達支援事業所などを重点的に育てる）し、1・2年したらその地区を任せるといったものと現在のアウトリーチを分けた方がわかりやすい。
- ・専門家が入って児童の援助の仕方を考えるのはコンサルテーション。押しかけていく方向ならアウトリーチ。
- ・地域の幼稚園、保育所等で直接保護者や子どもに対応されている方にコンサルテーションや集中的な研修があれば、地域の支援力が形成されるので、こども未来センターに殺到しなくてもよくなる。
- ・厚労省の児童発達支援センターのあり方検討委員会で、地域の事業所へのスーパービジョン、コンサルテーションの機能を強化していくことが打ち出されているので、それらの整理が必要。
- ・これまでのアウトリーチ事業で行ったことで、地域の人材育成に繋がったのか、地域が育ってきているのかを検証する必要がある。

現状と今後の取り組み

- ・アウトリーチという用語については、現在の一般的な使われ方に合わせて整理します。
- ・アウトリーチ事業は、こども未来センター設立当初のあり方から、利用される方の様々なニーズに応えられるよう変化してきています。
- ・地域の拠点育成を目指し、診療事業課の医療専門職が小学校・幼稚園を訪問して日常の様子を確認し、その学校園に合わせた内容の講義やグループディスカッションの助言等を複数回行う出張セミナー（仮称）を試験的に行っていきます。効果的な地域支援となるよう、本格実施に向けて検証を行っています。
- ・令和5年度に向けて、地域・学校支援課のアウトリーチ、専門家チーム、巡回相談業務の経緯を確認し、公立・私立、対象年齢、こども未来センターが有する機能等を整理し、検討を行っています。
- ・こども未来センターとして地域のニーズに応えていけるように部内連携を強固にします。
- ・年度内に、令和5年度地域・学校支援課のサポートについて、各課、学校園所の管理職に伝え、スムーズなスタートに向けて準備します。

5 その他

審議会における意見・提案等

・ヤングケアラーの問題などますます広がっていく子供の課題を考えたときに、アンテナを張れるようなシステムがもっと地域の中にあればよい。こども未来センターは俯瞰的にみて、全体の研修機能とか地域の課題というものを築いていくようなシステムを考えていくところまでランク1個上にあがるような形で機能してもらいたい。

現状と今後の取り組み

・子供の課題については、以前から問題となっている学校では不登校の問題やいじめの問題、家庭では虐待の問題があり、ヤングケアラーの問題など新たな問題も生じてきています。これまで、学校関係の問題については教育委員会、虐待の問題についてはこども支援局や健康福祉局などそれぞれの部門において対応していますが、ヤングケアラーの問題など新たな課題については、各部門の連携した取り組みも重要となってきています。

・こども未来センターは、福祉・教育・医療が連携し、課題を持つ子供と保護者に対する切れ目のない支援を行うための施設として開設されましたが、ニーズの多様化への対応や新たな課題への取り組みなど、現体制での量的な拡大は困難な状況であります。このため、まずはこども未来センターが取り組むべき事業の精査や効率化の検討が必要と考えています。

・また、庁内関係部局との連携をさらに深めるとともに、外部の関係機関との連携を強化し、地域の人材育成が図れるよう努めてまいります。